

第10回及び第11回
成年後見制度利用促進専門家会議
各委員提出資料

資料3-6 青木委員提出資料(抜粋)

4. 適時・適切(カジュアル)な法定後見制度に向けた制度見直しの課題の⑤ 帰責性のない解任事由への緩和と欠格事由の制限

「ニーズに応じた適切な担い手への柔軟な交代を制度的に保障するため、裁判所による解任事由を後見人等に不行跡がない場合にも拡大し、一方で、解任が一律に欠格事由とならないように不利益を制限すること。」

資料3-11 水島委員提出資料(抜粋)

課題4 後見事務に関する新たな苦情・紛争解決の仕組みづくり(課題1の②③に関連)

「第5回専門家会議においても言及しましたが、繰り返します。

本人側が後見人等に対して何らかの不服があったときに、家庭裁判所に正式に関与してもらうためには、現時点では、解任請求しか手段がないということになるかと存じます。そこで、例えば本人・後見人間の紛争について、家事調停や審判などによって調整を図っていく仕組みづくりも考え得るのではないかと存じます。

加えて、わが国には、行政による審判手続きとして、例えば厚生労働省には、労働組合法に基づき労働委員会が設置され、労働争議のあっせん、調停、仲裁等を行い、都道府県労働委員会による処分の再審査などを行っているような仕組みがあります。また、海難審判法に基づき、海難審判庁では海難審判所が設置され、海難事故等について、理事官による調査や審判官による審判が行われる仕組みもあります。このような仕組みを参考に、後見事務に関する中間的な紛争解決の仕組みを構築していくことも考えられるのではないのでしょうか。」

資料4-1 山野目委員提出資料(抜粋)

◆1 司法と福祉をつなぐ

「何よりも、中核機関は、司法機関ではない。準司法機関でもない。成年後見人等に不正行為らしき挙動がみられるときに告発をしなければならないとしても、それを越え進んで成年後見人等を陰しく監督する仕事は、中核機関の役割とは異なる。中核機関は、貌が陰しくあってはならない。「中核機関が家裁の役割(監視機能)安易に担わないように」し、本人と共に歩む福祉の機関である役割を明瞭であるよう望まれる。ここを忘れてはならないであろう。たしかに、家庭裁判所の監督がゆきとどかない間隙がある。そうであるならば、そこを委ねる制度を創らなければならない。」

「高齢者や障害者の権利擁護支援は、大部分の事案において、剣が親しまず、ふくよかなタオルであって欲しい。だから、その和やかな権利擁護支援を託す準司法の仕組みの創設を提案する。」

資料4-3 西川委員提出資料(抜粋)

(2)法改正について

「(オ)後見人等の適切な交代を可能とする仕組みの構築(民法847条2号(「家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人」「は後見人となることができない。」という規律)及びその準用条文を含む、後見人等の解任又は辞任許可の審判に関する規律の修正、紛議調停の仕組みの導入等)・・・が、今後の検討の対象となるものと思われる。」

資料4-4 上山委員提出資料(抜粋)

Ⅲ. 裁判所の監督権限に基づく後見人交代権限の導入と本人の成年後見人指名権

「成年後見人等に対する強制的な交代権限を家裁の監督権限の1 つとして立法を通じて明確に位置づけるとともに、本人の意向を最大限に尊重できる形で規定を整備すべきである」

「解任でも辞任でもない第三の終任類型として整理する」

資料4-6 星野委員提出資料(抜粋)

(2)後見人等の交代について

「解任、辞任以外の後見人等の責によらない交代についての法整理の必要性については、現状の運用面での実態も踏まえ、運用改善だけでは限界になっているのではないかという点についてはワーキングでも協議が深まったところです。具体的な方策としては以下のようなことが考えられます。

・解任、辞任以外の交代のあり方を法制度化する・・・」

資料4-7 住田委員提出意見(抜粋)

○苦情対応について

「個別支援」の中に、実施している事例があるものとして苦情対応があるが、福祉・行政が中心となり実施する苦情対応では、苦情の質がさまざまであり、後見人の交代を要望するものなど解決まで地域で担えるものではない。また、中核機関は本人の代弁性なども備えるため当事者性が強まる傾向にあることも否めない。苦情対応は個別支援でもあるが、そのための仕組みは地域づくりの支援でもあり、福祉・行政と司法の役割を分けて苦情解決の仕組みを構築していくことが必要と思われる。」

資料4-11 伊東委員提出資料(抜粋)

「中核機関が、本人の立場で苦情をどのように受け止め、解決していくかについても、関係者の調整で済むことなのか、後見人等の交代や解任の問題になるのか、それぞれの段階により、司法、福祉・行政でできる役割も異なっている。」

資料4-12 青木委員提出資料(抜粋)

6 後見人等の柔軟な交代

「選任当初には想定されなかったけれども、その後の事情で後見人等交代が求められる事案では、各調整機関の調整が果たせればいいが、そうならなかった場合に、家庭裁判所において、後見監督の一環としての863条の指導として、家事事件手続規則による「指示」、調査人選任による調整、調査官調査等も活用して、当該後見人等と支援機関のケース会議の開催や本人の表示されている意思を尊重した職務、あるいは、本人の意思決定支援の実践を求め、その指示事項への当該後見人等の対応の結果を踏まえて、交代の必要性等への調整機能を発揮するといった方策を具体的に運用していくべきである。

後見人等の柔軟な交代については、様々な契機や事案の多様性、対応する機関の特性などもあるため、交代に向けた対応の在り方について、いくつかの類型ごとの具体的モデルスキームを検討し、各地での実践を行い、それを踏まえて現行制度下における後見人等交代の可能性と限界を見据えていくことが重要である。」